

過誤申立の手続

1 手続きの概要

介護保険給付決定済みの請求分について、その内容に誤り等があり、介護給付費または介護予防・日常生活支援総合事業費を取り下げる場合には、保険者（町）へ過誤申立の手続きが必要です。

2 提出書類

『介護給付費 過誤申立依頼書』『介護予防・日常生活支援総合事業費 過誤申立依頼書』（以下「過誤申立書」という。）

3 提出締切日

毎月 10 日までとします。（※10 日が役場閉庁日の場合は、前営業日まで）

4 過誤申立の方法

過誤申立には、次の 2 つの方法があり、事業者の選択に基づき、本町と調整の上手続きを進めます。

(1) 通常過誤（事前相談不要）

決定済みの請求による支払額をいったん返還し、翌月以降の再請求に基づき、再度支払いが行われます。

《手続きの流れ》

例) 平成 30 年 4 月分の決定済み請求分を、同年 6 月に過誤申立する場合

- ① 『過誤申立書』を 6 月 10 日までに提出します。（事業者⇒町）
- ② 過誤申立情報を作成の上、6 月 15 日までに送信します。（町⇒国保連）
- ③ 7 月上旬までに『過誤決定通知書』が送信されます。（国保連⇒事業者）
- ④ 7 月 10 日までに再請求します。（事業者⇒国保連）
- ⑤ 再請求の審査を経て、8 月 25 日に支払いが行われます。（国保連⇒事業者）

(2) 同月過誤（事前相談必要）

決定済みの請求による支払額の返還と再請求を同月に行い、返還額と再請求額との差額の支払いが行われます。手続きに当たっては、本町との調整が必要ですので、事前にご相談ください。

《手続きの流れ》

例) 平成 30 年 4 月分の決定済み請求分を、同年 6 月に過誤申立する場合

- ① 同月過誤の手続きについて事前に相談します。（事業者⇒町）
- ② 『過誤申立書』を 6 月 10 日までに提出します。（事業者⇒町）
- ③ 上記と同時に、6 月 10 日までに再請求します。（事業者⇒国保連）
- ④ 過誤申立情報を作成の上、6 月 15 日までに送信します。（町⇒国保連）
- ⑤ 7 月上旬までに『過誤決定通知書』が送信されます。（国保連⇒事業者）
- ⑥ 再請求の審査を経て、7 月 25 日に支払いが行われます。（国保連⇒事業者）

5 注意点

- ◆次の請求明細書については、過誤申立処理はできません。
 - ・同一審査月内に給付管理票の「修正」または「取消」がある場合
 - ・返戻となっている場合
 - ・保留となっている場合
- ◆請求明細書の請求額が全額調整されます。(請求金額の部分調整は不可)
- ◆給付管理票の記載誤りや記載漏れ等については、過誤申立ではなく、給付管理票の修正を行います。また、給付管理票の取下げについても過誤申立ではなく、給付管理票の取消しを行います。
- ◆様式番号に対応するすべてのサービスが取り下げられます。
- ◆過誤申立による調整額が当月の介護給付費請求額を上回った場合、差額については国保連合会が発行する納付書で納めることになります。

6 提出先

〒259-0392 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町役場 介護課介護保険係

TEL 0465-63-2111 (内線 342)

※郵送又は窓口にて直接ご提出ください。